

原議保存期間10年  
(平成34年12月31日まで)

各地方機関の長  
各都道府県警察の長 殿  
各方面本部長

警察庁丙保発第18号  
平成24年10月17日  
警察庁生活安全局長

(参考送付先)

庁内各局 部 課 長  
各 附 属 機 関 の 長

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正部分）の施行について（通達）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成24年政令第258号。以下「整備政令」という。別添1及び別添2参照）が本日公布され、平成24年10月30日から施行されることとなった（整備政令附則第1項）。

整備政令により、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「銃刀法施行令」という。）の一部が改正されることとなったところ、その趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

## 記

### 1 改正の趣旨

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第5条の2第2項第3号は、猟銃の所持許可の欠格事由として、銃砲刀剣類等を使用して、凶悪な罪（死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。）で政令で定めるもの（以下「政令で定める罪」という。）に当たる違法な行為をした日から起算して10年を経過していない者であることを掲げているところ、この度、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成33年法律第77号）が改正され、特定危険指定暴力団等の指定暴力団員による暴力的要求行為に係る罪等が新設されたこと等から、銃刀法施行令を改正し、政令で定める罪を追加したものである。

### 2 改正の内容

- (1) 政令で定める罪の追加（整備政令第2条、銃刀法施行令第12条第2項関係）  
銃刀法施行令第12条第2項に定める政令で定める罪として次の罪を追加した。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第53号）による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第46条第2号（同法第15条の3第1項第3号に係る部分に限る。）又は第3号に規定する罪

上記は、特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の警戒区域における暴力的要求行為等を規定している。これは、法定刑が長期3年以上の懲役に当たる凶悪な罪で、銃砲刀剣類等が使用されるおそれがあるものであることに鑑み、政令で定める罪として追加することとした。

イ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第70条（同法第6条第3項、第21条第3項、第34条第3項、第44条第3項又は第52条第2項に係る部分に限る。）に規定する罪

上記は、販売業者の訪問販売に係る売買契約締結のための威迫行為等を規定している。これは、法定刑が長期3年以上の懲役に当たる凶悪な罪で、銃砲刀剣類等が使用されるおそれがあるものであることに鑑み、政令で定める罪として追加することとした。

## (2) 経過措置（整備政令附則第2項関係）

整備政令の施行日（平成24年10月30日）に現に銃刀法第4条又は第6条の規定による所持許可又は年少射撃資格の認定（以下「所持許可等」という。）を受けている者で、整備政令により新たに欠格事由の対象となる政令で定める罪に当たる違法な行為を整備政令の施行日前にしたものが、そのことを理由とする所持許可等の取消しの対象とならないこととするため、所要の経過措置を定めた。

## 3 運用上の留意事項

整備政令の施行日に現に所持許可等を受けている者で、整備政令により新たに欠格事由の対象となる政令で定める罪に当たる違法な行為を整備政令の施行日前にしたものは、2(2)のとおり、そのことを理由とする所持許可等の取消しの対象とはならない。

しかしながら、猟銃の所持許可の更新については、特段の経過措置が定められていないことから、上記の違法な行為をした日から起算して10年を経過していない者については、猟銃の所持許可の更新をすることができない。

また、整備政令の施行日に審査中の猟銃の所持許可又は所持許可の更新の申請については、整備政令による改正後の銃刀法施行令の規定が適用される。